

宿泊施設を利用した避難に補助金を交付します

【概要】

避難所の3密防止を図るため、台風や大雨により避難情報が発令された際に、発令対象地域にお住いの方等が、避難所として市が指定する宿泊施設を利用した場合に補助金を交付します。

【避難情報とは】

内閣府（防災担当）が策定した避難情報に関するガイドラインに規定する

【警戒レベル3】高齢者等避難

【警戒レベル4】避難指示

【警戒レベル5】緊急安全確保

をいいます。

（避難情報は、同報無線や登録制市民向けメールなどでお知らせします。）

【対象者】

次のいずれかに該当する方で、市内の宿泊施設に宿泊し、宿泊料を支払った方

- ① 避難情報が発令された区域に居住している方
- ② 避難情報が発令された区域に帰省している方
- ③ 上記①又は②に該当する方のうち次に当てはまる方の付添いをする方
 - ア 要介護3から要介護5までのいずれかの要介護認定を受けている方
 - イ 75歳以上の方
 - ウ 身体障害者手帳1級から3級までのいずれかを所持する方
 - エ 療育手帳Aを所持する方
 - オ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する方
 - カ 静岡県特定医療費（指定難病）受給者証、静岡県特定疾患医療受給者証又は静岡県先天性血液凝固因子障害等医療受給者証を所持する方
 - キ 妊産婦

【対象となる宿泊施設】

市が避難所としての利用の同意を得ている施設
（詳細は、別紙「宿泊施設一覧」を参照）

【補助金】

宿泊費（食事代は対象外）の1/2を補助

1人につき1泊2日あたり、上限は3,500円です。

1回の利用は、2泊3日まで（上限最大7,000円）。

※継続して避難情報が発令されている場合に限り、2日目にも補助します。

100円未満は切り捨てとなります。



【申請手続】

宿泊期間の最後の日から起算して30日以内又は3月31日までのいずれか早い日までに

①補助金交付申請書

②宿泊施設の領収書 を防災安全課へ提出。

審査後、補助金を指定の口座へ振り込みます。

（申請書は、防災安全課窓口で配布又はホームページからダウンロードできます）

※ 宿泊施設の確保は、ご自身でお願いします。早めに避難してください。